

福祉乗車証・割引証と福祉乗車券

障がい者の交通費を助成します

8月1日から申込み開始

種類	助成対象・助成期間	助成額	対象者	必要なもの
福祉乗車証	市営地下鉄料金(平成19年9月1日~20年8月31日)	全額(定期券)	市内居住の 1. 身体障害者手帳1~3級 2. 療育手帳A 3. 精神障害者保健福祉手帳1級 4. 戦傷病者手帳特別項症~第6項症 5. 被爆者健康手帳を持ち、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当のいずれかの受給者 6. 1~5いずれかの手帳を持つ、70歳以上で前年の所得が195万円以下(級は不問)	・手帳 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・福祉乗車証(持っている人) ・手当の受給証(5のみ) ・前年の所得を証明するもの(6のみ)
福祉割引証		半額(定期券)	市内居住の 1. 精神障害者保健福祉手帳所持者と1級の介護者 2. 戦傷病者手帳所持者と特別項症~第6項症の介護者 3. 被爆者健康手帳所持者 4. 障がい児・者施設入所者とその付添人	・手帳 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・福祉割引証(持っている人) ・施設入所証明書(施設入所者)
福祉乗車券(※)	以下の公共交通機関料金 ①西鉄バス②西鉄電車大牟田線③市営地下鉄④西鉄貝塚線⑤昭和バス⑥JRバス⑦乗り合いタクシー・マイクロバス(西区の一部区間)⑧市営渡船 ①②③共通カード平成19年10月1日~21年9月30日 ④~⑧回数乗車券平成19年10月1日~20年9月30日	年間8,640円分の乗車券等を交付(ただし、申請月により金額が異なります)	市内居住の70歳以上で下記のいずれかの手帳を持っている人 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 戦傷病者手帳 5. 被爆者健康手帳	・手帳 ・印鑑(朱肉を使うもの)

8月1日(水)から、障がい児・障がい者の公共交通機関の利用料金を助成する「福祉乗車証・福祉割引証」および「福祉乗車券」を各区役所で交付します。ただし昨年交付を受けた福祉乗車証・割引証を紛失した人は、8月31日(金)からの交付になります。下表のとおり出張所などでの交付も行います。詳しくは各区福祉・介護保険課(精神障害者保健福祉手帳所持者は各区健康課)にお問い合わせください。なお福祉乗車証・割引証と福祉乗車券は、70歳以上の人に交付する「高齢者乗車券」と重複して申請することはできません。

※共通カード・回数乗車券のいずれか1種類

問合せ先 (精神障害者保健福祉手帳所持者は健康課)

	福祉・介護保険課		健康課	
	電話番号	ファクス	電話番号	ファクス
東区	645-1067	631-2191	645-1079	651-3844
博多区	419-1079	441-1701	419-1092	441-0057
中央区	718-1100	715-5010	761-7339	734-1690
南区	559-5121	512-8811	559-5118	541-9914
城南区	833-4102	822-0911	831-4209	822-5844
早良区	833-4353	831-5723	851-6015	822-5733
西区	895-7064	881-5874	895-7074	891-9894

出張所などでの交付予定 (精神障害者保健福祉手帳所持者を除く)

区	会場	日程	時間
東区	志賀公民館	9月3日(月)	午前10時~午後4時
	西戸崎公民館	9月4日(火)・5日(水)	
	和白地域交流センター	10月2日(火)・3日(水)	
博多区	博多南地域交流センター	10月1日(月)・2日(火)	午前9時半~午後4時
南区	アミカス	10月3日(水)・4日(木)	午前9時半~午後5時
城南区(※)	寿楽園	10月3日(水)	午前10時~午後3時
	城南市民センター	10月4日(木)	
	城南市民プール	10月5日(金)	
早良区	入部出張所	8月1日(水)から	午前10時~午後4時
	今宿出張所	8月8日(水)~8月10日(金)	午前10時~午後4時
西区	玄界島(玄界公民館)	9月28日(金)	午前10時~正午
	玄界島(かもめ広場集会所)	9月20日(木)	
	能古島(能古公民館)	9月14日(金)	午前10時~午後1時半
	小呂島(老人いこいの家)	9月13日(木)	午前10時~午後1時

※城南区の会場は福祉乗車券のみの交付になります。

付いてますか?

住所を示す緑の表示板



(上) 住居表示板(「町名板」と「住居番号表示板」)

(左) 縦長の街区表示板

※写真の表示板は見本で、記載の住所は実在しません。

住居表示板

「町名板」と「住居番号表示板」があり、建物の所有者・管理者に交付します。道路から見やすい場所に工業用ボンドなどで取り付けてください。

街区表示板

通りの角にある建物の塀や壁などに、所有者の許可を得て、市が委託した業者が無料で取り付けを行います。街区表示板の破損や落ちてなくなっている箇所があれば下記の問合せ先にご連絡ください。

【問合せ先】

「町名板と住居番号表示板」について
管轄の区役所または出張所にお問い合わせください。

住所を示す緑色の表示板を「存じですか」
住所が「○○△丁目□番□号」で表示されている地域内にある建物の所有者、管理者には、住居表示板の表示が法律で義務付けられています。
住居表示板(「町名板」および「住居番号表示板」)は、郵便物の配達や目的地を探すのに役立っています。また、消防車や救急車

- ▽東区市民課 ☎645・1016
 - ▽博多区市民課 ☎419・1017
 - ▽中央区市民課 ☎718・1021
 - ▽南区市民課 ☎559・5022
 - ▽城南区市民課 ☎833・4016
 - ▽早良区市民課 ☎833・4311
 - ▽入部出張所市民係 ☎804・2015
 - ▽西区市民課 ☎895・7010
 - ▽今宿出張所市民課 ☎806・9431
- 縦長の「街区表示板」と記事について
区政課 ☎711・4074
☎733・5156
メール kusei.CAB@city.fukuoka.jp